

令和7年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 太鷲会(法人番号9140005021267)

監査実施日 令和7年8月20日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 令和6年度決算において、多数の不備があるにも関わらず、監事による監査報告書の別紙において、「決算」及び「会計処理」の項目が「適」とされている。監事による監査が形骸化しないように、監事による監査の重要性を自覚して業務を行うとともに、監事の職責を果たせるよう機能の強化を図ること。	改善予定
2 令和6年度決算を確認したところ、法人単位当期末支払資金残高が163,158,368円、次期繰越活動増減差額が△62,042,171円となっており大変厳しい経営状況となっている。うさぎ広畑の稼働率が向上しており、今後収支が改善することが予想されるが、さらなる経営改善に努めるとともに、理事会等において、経営状況を厳しくモニタリングすること。 また、経営計画について、令和6年度決算等を踏まえを更新し、理事会等	改善予定
3 令和6年度の決算において、社会福祉法人会計基準に基づかない計算書類等の作成及び会計処理等多数の不備が見受けられる。社会福祉法人会計基準で定められた手続きが行えるように、法人として会計処理体制の強化策について、具体的に検討すること。	改善予定
4 予算について次のとおり不適正な処理が確認されたため、改善すること。 ・令和6年度決算における資金収支計算書について、予算額が最終の補正予算額と異なった数値が記載されていた。予算額は、理事会及び評議員会で承認を受けた最終の補正予算額を記載すること。 ・令和6年度決算におけるうさぎ拠点区分の資金収支計算書において、大幅に予算超過している支出科目があった。法令等の定めにより、適正に予算管理を行うこと。	改善予定
5 令和6年度決算において、うさぎ拠点区分から本部拠点区分及び居宅拠点区分に対し、事業区分間及び拠点区分間繰入金支出を行っているが、うさぎ拠点区分の当期資金収支差額に資金不足が生じている。施設報酬（指定居宅サービス事業等を含む）を主たる財源とする資金の繰入れは、他の社会福祉事業等への資金の繰入れの場合、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲に限られるものである。ついては、繰入が認められない範囲を精査し、繰入元の拠点区分に戻入すること。	一部改善済
6 令和6年度決算における拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）について、勘定科目の小区分までを記載するところ、大区分までしか記載されていない。次回以降、定められた様式で作成すること。	改善予定
7 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書について、事業区分及び拠点区分を誤って整理している。これにより計上すべきでない繰入金についても計上しているため、経理規程に記載している事業区分及び拠点区分に沿って精査し、理事会に報告すること。	一部改善済

- 8 補助金事業等収益明細書について、資金収支計算書及び事業活動計算書に計上されている施設整備等補助金収入と総額が一致しない。計算関係書類は、総額をもって表示しなければならない。精査の上、理事会に報告すること。
また、補助金事業等収益明細書及び基本金明細書について、うさぎ広畑等の拠点区分が漏れているので、次回以降漏れなく作成すること。

一部改善済

- 9 令和6年度決算における財産目録について、定められた様式に従っていない。次回以降定められた様式で作成すること。

改善予定

令和7年10月29日現在

前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの	改善状況
1 令和5年度決算において、多数の不備があるにも関わらず、監事による監査報告書の別紙において、「決算」及び「会計処理」の項目が「適」とされている。監事による監査が形骸化しないように、監事による監査の重要性を自覚して業務を行うとともに、監事の職責を果たせるよう機能の強化を図ること。	改善予定
2 令和5年度の決算において、貸借対照表上の基本財産と法人定款上の基本財産が不一致となっている等、不備が多く見受けられる。次回の理事会・評議員会において経緯を報告し、承認を受けること。また、今後同様の事態を起こさぬよう、法人として改善策を検討すること。	改善予定
3 令和5年度決算を確認したところ、事業開始前であつたうさぎ広畑の費用支出の影響を受けているとはいえ、当期活動増減差額がマイナス41,123,289円、次期繰越活動増減差額がマイナス7,960,857円と、大変厳しい財務状況となっている。この状況を受け、令和6年6月19日付けで、理事会審議のうえで、経営改善計画を令和6年9月30日までに報告するよう指導していたが、指導監査実施時点において、理事会の開催もされていない。ついては、社会福祉法人としての経営基盤強化の重要性について改めて認識し、速やかに理事会審議のうえで、経営改善計画を報告すること。	改善予定
4 予算について以下のとおり不適正な処理が確認されたため、改善すること。 ・令和5年度決算における資金収支計算書について、予算額が最終の補正予算額と異なった数値が記載されていた。予算額は、理事会及び評議員会で承認を受けた最終の補正予算額を記載すること。 ・令和5年度決算におけるうさぎ拠点区分、うさぎ広畑拠点区分及び居宅拠点区分の資金収支計算書において、予算が計上されていなかったり、大幅に予算超過している支出科目があつた。法令等の定めにより、適正に予算管理を行うこと。	改善予定
5 令和5年度決算において、うさぎ拠点区分から本部拠点区分及び居宅拠点区分に対し、事業区分間及び拠点区分間繰入金支出を行っているが、うさぎ拠点区分の当期資金収支差額に資金不足が生じている。施設報酬（指定居宅サービス事業等を含む）を主たる財源とする資金の繰入は、他の社会福祉事業等への資金の繰入の場合、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲に限られるものである。ついては、令和4年度以前も含めて繰入が認められない範囲を精査し、繰入元の拠点区分に戻入すること。	一部改善済

令和7年10月29日現在

